

## 【ウッドマイルズ研究会概要】

2008/7/4 ウッドマイルズ研究会

### 研究会の趣旨及び目的

主に建築物に使用される木材の輸送距離を短縮し、輸送エネルギーの削減や地域材需要の活性化を目指すため、木材の産地から消費地までの距離（ウッドマイルズ）に関する指標の開発と普及に関する事業を行い、わが国の地域資源の活用と循環型社会の構築へ寄与する。

### 事業概要

- (1) ウッドマイルズ関連指標およびツールの開発
  - ・ 主に建築物に使用する木材量、産地、輸送に関する調査、データ収集
  - ・ 主に建築物に使用する木材量と輸送距離に関する指標の確立、計算マニュアルの作成、計算ソフトの開発
- (2) ウッドマイルズの普及及びネットワークの形成
  - ・ ホームページ、ニュースレターによる情報提供発信
  - ・ 各種セミナー開催による普及、啓発、交流活動
  - ・ ウッドマイルズレポートによる普及活動
- (3) 関連する情報収集研究
  - ・ ウッドマイルズ関連指標の精度向上のための情報収集研究
  - ・ ウッドマイルズに広がりを与えるための情報収集研究

### 沿革

- ・ 「ウッドマイルズと地域材住宅」発表（藤原敬「木材情報」誌、2002年8月）
- ・ 岐阜県立森林文化アカデミーにて事例研究（滝口泰弘、2003年3月）
- ・ 26名の呼びかけ人によりウッドマイルズ研究会設立（2003年6月）

### 組織

正会員及び賛助会員からなる会員組織とする。本会の運営をはかるため、会長、運営委員（代表運営委員ほか若干名）、監事（1ないし2名）、技術委員（若干名）、顧問、事務局長をおく。

### 会員

本会に正会員（個人会員、法人会員）及び賛助会員（個人会員、法人会員）をおく。  
会費は次のとおりとする。

正会員	(1) 個人会員	5,000円	(2) 法人会員	30,000円
賛助会員	(1) 個人会員	3,000円	(2) 法人会員	30,000円

( 現在、正会員個人 / 73 名、正会員法人 / 16 社、賛助会員個人 / 27 名、賛助会員法人 / 0 社 )

### 事務所

〒501-3722 岐阜県美濃市常盤町 2275 番地 1 ( N P O 法人 W O O D A C 内 )

TEL 0575-35-0259 FAX 0575-35-3599

E-mail info@woodmiles.net URL <http://www.woodmiles.net>

#### 2008 年度役員

- ・会長 藤本 昌也 (社)日本建築士会連合会会長
- ・代表運営委員 藤原 敬 (社)全国木材組合連合会常務理事
- ・運営委員 白石 秀知 京都府南丹広域振興局農林商工部農林整備室
- ・運営委員 野池 政宏 住まいと環境社代表
- ・運営委員 三澤 文子 岐阜県立森林文化アカデミー教授
- ・運営委員 相馬 秀二 (財)下川町ふるさと開発振興公社クラスター推進部次長
- ・運営委員 松下 修 松下生活研究所代表
- ・監事 辻 充孝 岐阜県立森林文化アカデミー講師
- ・監事 中村 泰子 「つくばスタイル」木の家クラブ事務局長

#### 技術委員

- ・委員長 小玉 祐一郎 神戸芸術工科大学教授
- ・委員 遠藤 日雄 鹿児島大学農学部教授
- ・委員 外崎 真理雄 森林総合研究所木材特性研究領域長
- ・委員 野田 英志 森林総合研究所林業経営・政策研究領域長

#### 事務局

- ・事務局長 滝口 泰弘 NPO法人WOOD AC代表理事

#### 顧問(50音順)

- ・浅岡 美恵 NPO法人気候ネットワーク代表
- ・有馬 孝禮 宮崎県木材利用技術センター所長
- ・榎戸 正人 NPO 国産材理事長
- ・川井 秀一 京都大学生存圏研究所所長
- ・大熊 幹章 東京大学名誉教授
- ・大貫 仁人 社団法人大日本山林会会長
- ・岡 勝男 木構造振興株式会社代表取締役
- ・岡崎 時春 国際環境NGO FoE Japan 副代表理事
- ・小澤 普照 財団法人林政総合調査研究所理事長
- ・岸 純夫 財団法人日本住宅・木材技術センター理事長
- ・熊崎 実 日本木質ペレット協会会長
- ・小池 一三 有限会社小池創作所代表
- ・小林 富士雄 社団法人大日本山林会名誉会長
- ・桜井 尚武 日本森林学会理事
- ・高橋 はるみ 北海道知事
- ・長谷川 敬 長谷川敬アトリ工代表取締役
- ・速水 亭 社団法人日本林業経営者協会会長
- ・古河 久純 社団法人日本林業経営者協会名誉会長
- ・山田 啓二 京都府知事

## ウッドマイルズ研究会設立趣意書

木材は身近に利用できる資材として古くから人々の生活を支えてきましたが、大量消費社会の限界が見え始めた現在、再生産可能で製造過程でのエネルギー消費が少ないエコマテリアルとして、また地域循環の鍵を握る資材として、再び注目を浴びるようになってきました。

ただし安価で均質という工業用途としての利便性を追い求めた結果、我が国は地球の裏側の木材を大量に消費することとなり、エコマテリアルといいながら輸送過程で膨大な化石燃料を消費し、また、木材の大切な性質である「再生可能な資材」という点についても、私たちが手の届かない産地における「違法伐採」などという形で、疑問を突きつけられることとなっています。

私たちは、木材の「人と地球に優しい」という属性を、消費者が自信を持って選択するための手助けとして、また、我が国の大量消費社会の矛盾を示す尺度として、木材の産地から消費地までの距離（ウッドマイルズ）についての様々な情報を提供することが必要だと考えました。

はるか遠くから運ばれてくる木材は、その輸送に掛かるエネルギーも莫大です。家を建てる木材を地球の裏側から輸送するのに必要なエネルギーは、その家を建てるためのすべての部材を作るのに必要なエネルギーに匹敵します。輸送過程のエネルギーは、近くの山の木を使う程度によって、どれだけ少なくなってゆくのでしょうか。それをわかりやすく提示するために、使用した木材の量と距離を物差しとした指標（ウッドマイレージ）を開発します。

リユース、リサイクルなど、環境問題解決のための様々な手法があります。家作りにおいても、製造、生活、廃棄と様々な段階で、取り組みが行われていますが、今求められているのは、それらを全て統合した、「ライフサイクルエネルギー」という視点です。いくら長持ちする家を作ったとしても、それが全て輸入材であったら。いくら居住について省エネの家を作ったとしても、その建材の製造に莫大なエネルギーがかかったら。

「ウッドマイルズ」や「ウッドマイレージ」は、木材の輸送エネルギーに関する一指標ですが、ここを出発点とし、家作りのライフサイクルエネルギーを解明し、地域材による地域の循環型社会の構築を目指すものです。特に森林保有大国、および木材貿易大国であるわが国にとって、木材輸送を改善して行くことは、最重要課題の一つです。

「ウッドマイルズ研究会」は、ウッドマイルズ概念を主軸に、情報発信・蓄積、調査・研究、および交流の場となって、循環型社会の構築を目指した普及・啓発活動を行っていきたいと考えています。

## 設立呼びかけ人（50音順 代表呼びかけ人）

飯塚昌男（全国森林組合連合会会長）、榎戸正人（LICC会長）、海老原徹（日本木材学会監事）、遠藤日雄（鹿児島大学教授）、大熊幹章（東京大学名誉教授）、岡勝男（日本住宅・木材技術センター理事長）、岡崎時春（FoE Japan 代表理事）、岡本功（NPO レインボー理事）、小澤普照（林政総合研究所理事長）、熊崎実（岐阜県立森林文化アカデミー学長）、小池一三（OMソーラー協会理事長）、小林富士雄（大日本山林会会長）、坂崎有祐（岐阜県立森林文化アカデミー）、桜井尚武（日本林学会副会長）、篠原孝（農林水産政策研究所所長）、滝口泰弘（滝口建築スタジオ代表）、外崎真理雄（森林総合研究所物性研究室長）、西村勝美（日本住宅・木材技術センター技術開発部長）、野池政宏（炭と環境社代表）、長谷川敬（緑の列島ネットワーク代表）、速水亨（日本林業経営者協会副会長）、前川豊志（日本木材総合情報センター理事長）、藤本昌也（日本建築士会連合会理事）、藤原敬（森林総合研究所理事）、古河久純（日本林業経営者協会会長）、三澤文子（岐阜県立森林文化アカデミー）

## ウッドマイルズ研究会会則

(名称)

### 第1条

本会はウッドマイルズ研究会と称する。

### 第1条の2

この研究会の事務局を、岐阜県美濃市 2275 番地 1 に置く。

(目的)

### 第2条

本会の目的は、木材の産地から消費地までの距離(ウッドマイルズ)に関する指標の開発と普及を行うことである。

(事業)

### 第3条

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ウッドマイルズ関連指標およびツールの開発
- (2) ウッドマイルズの普及およびネットワークの形成
- (3) 関連する情報の収集及び研究
- (4) その他、目的の達成の為に必要な事項

(会員)

### 第4条

本会の会員は、趣旨及び目的に賛同し、所定の会費を納めるものとする。

### 第5条

本会に正会員(個人会員、法人会員)及び賛助会員(個人会員、法人会員)をおく。

### 第6条

本会の会費は第5条の種別に応じて次のとおりとする。

正会員	(1)個人会員	5,000円	(2)法人会員	30,000円
賛助会員	(1)個人会員	3,000円	(2)法人会員	30,000円

### 第7条

本会に入会を希望するものは、入会申込書を事務局に提出する。脱会する時は、その旨の届け出を事務局に提出する。

### 第8条

本会の会員は、事務局より定期的にインターネットを通じて会の運営状況の報告を受けることができる。

(組織)

### 第9条

本会の運営をはかるため、会長、運営委員(代表運営委員ほか若干名)、監事(1ないし2名)、技術委員(若干名)、事務局長をおく。

### 第10条

会長は会を代表し会務を総理する。

### 第11条

運営委員は運営委員会を構成し、会務全般の運営にあたる。

### 第11条の2

監事は、運営委員の業務執行の状況、及びこの研究会の財産を監査する。

第 1 1 条の 3

技術委員は技術委員会を構成し、次に掲げる職務を行う。

ウッドマイルズ関連指標およびツールの技術的審議承認。

ウッドマイルズ関連指標およびツールの解釈に関する技術的事項の審議決定。

その他、運営委員会より委託された必要な事項。

第 1 2 条

会長、運営委員及び監事は、総会において選出し、事務局長は会長が指名する。

第 1 2 条の 2

技術委員は運営委員会の議を経て、会長が委嘱する。

第 1 3 条

本会に顧問を置くことができる。顧問の委嘱は運営委員会の議を経て会長が行う。

( 会議 )

第 1 4 条

本会の総会は年 1 回とし、会員の過半数をもって成立する。

第 1 5 条

次の事項は総会をもって承認する。

- 1 事業報告、事業計画
- 2 収支決算、予算
- 3 会長及び運営委員の改選

( 会計 )

第 1 6 条

本会の運営費用は原則として会員からの会費、寄付金及びその他の収入による。

第 1 7 条

本会の会計期間は毎年 4 月 1 日より翌年の 3 月 3 1 日までとする。

( 会則の変更 )

第 1 8 条

この会則の変更は総会の議を経て行う。

( 付則 )

第 1 9 条

本会の事務執行に必要な細目は運営委員会が定める。

第 2 0 条

この会則は 2003 年 6 月 12 日より施行する。

この会則は 2004 年 4 月 24 日より改定する。

## ウッドマイルズ研究会「規程」

### < 001 ウッドマイルズ関連指標およびツールの更新 >

#### 1. 目的

本規程は、ウッドマイルズ関連指標およびツールの更新における、更新案の作成、周知、公開、見直し、決定するための手段を定める。

#### 2. 管理体制

- (1) 運営委員会は更新案を策定する。
- (2) 技術委員会は更新案を承認する。
- (3) 開発ワーキンググループ及び事務局は、更新案の策定に必要な資料の作成を行う。

#### 3. 業務手順

##### (1) 更新案の策定

- ア ホームページ上の意見交換欄に投稿された、一般および関係者からの更新意見を、事務局にてまとめ、運営委員会へ通知する。
- イ 運営委員会にて更新案を策定し、技術委員会の承認を得る。

##### (2) 更新案の周知

事務局にて、策定された更新案をホームページ上の更新通知欄およびニュースレターに掲載するほか、全会員へ通知する。

##### (3) 更新案の公開

ホームページ及びニュースレターに公開された更新案に対して、パブリックコメントを2週間以上募集する。

##### (4) 見直し

- ア ホームページ上に投稿されたパブリックコメントを、事務局にてまとめ、運営委員会へ通知する。
- イ 運営委員会にて修正更新案を策定し、技術委員会の承認を得て、決定される。

##### (5) 決定

- ア 事務局にて、決定された更新をホームページ上の更新通知欄およびニュースレターに掲載するほか、全会員へ通知する。
- イ 総会にて、更新の報告を行う。

### < 002 ウッドマイルズ関連指標算出技術者の認定 >

#### 1. 目的

本規程は、ウッドマイルズ関連指標を正確に理解し、ウッドマイルズ研究会によって認証された算出値を公表できる技術者を認定するための手段を定める。

#### 2. 算出技術者の認定条件

- (1) ウッドマイルズ研究会個人正会員、又は正会員法人に属する個人とする。
- (2) 正会員法人に属する個人は、一法人につき6名までとする。ただし、法人を離れた場合は認定を取り消す。
- (3) ウッドマイルズ研究会の指定するウッドマイルズ関連指標算出技術者講習会を少なくとも1回以上受講している。

#### 3. 算出技術者の責務

- (1) 算出結果の報告

- ア 算出技術者は、算出結果を公表する際には、ウッドマイルズ研究会へ報告する。
  - イ 算出技術者は、ウッドマイルズ研究会からの更新情報を逐一受け取り、算出に反映させる。必要な場合は、再度ウッドマイルズ関連指標算出技術者講習会を受講する。
- (2) 算出技術者認定の更新
    - ア 算出技術者認定は、毎年度更新手続きを行う。
  - (3) 算出技術者認定の取消
    - ア 研究会個人正会員でなくなった場合、または研究会が算出技術者として相応しくないと認めた場合は、認定を取消す。
- #### 4. 算出技術者講習会
- (1) 講習会の開催
    - 必要に応じて、ウッドマイルズ事務局にて、随時開催する。
  - (2) 参加費
    - 参加者は、ウッドマイルズ研究会の定める講習会資料代を支払う。

#### <003 ウッドマイルズ商標登録の利用

##### 1. 目的

本規程は、ウッドマイルズの趣旨や目的を正しく理解し、誤った使用を防止するため、商標登録を行った「ウッドマイルズ」及び「ウッドマイレージ」の利用方法を定める。

##### 2. ウッドマイルズ商標登録

###### (1) 商標 ウッドマイルズ (標準文字)

登録第 4748581 号 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
第 42 類 林業・木材産業・建築業に関する試験・検査又は研究  
出願番号 2003-045335 登録年月日 平成 16 年 2 月 20 日

###### (2) 商標 ウッドマイレージ (標準文字)

登録第 4748582 号 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
第 42 類 林業・木材産業・建築業に関する試験・検査又は研究  
出願番号 2003-045336 登録年月日 平成 16 年 2 月 20 日

##### 3. ウッドマイルズ商標登録の使用方法

- ア 学術的な文献は自由とする。
- イ 一般的な普及のための文献などについては、届出を条件に無料で使用を承認する。
- ウ 特定の企業団体の営利目的のために使用する場合は、会員にのみ可能であり、有料とする。

##### 4. ウッドマイルズ商標登録の使用料

有料の場合、使用する 1 団体 (または 1 個人) あたり年間 1 万円とする。

## 主な活動実績

(2003年度：平成15年度)

- ・呼びかけ人26名によりウッドマイルズ研究会発足(6/12)
- ・ホームページ設立、ニュースレター配信開始
- ・「住宅ウッドマイルズ関連指標算出マニュアル Ver.2003(暫定版)」公開

(2004年度：平成16年度)

- ・ウッドマイルズセミナー(岐阜)、ウッドマイルズセミナー(京都)、開催
- ・環境経済・政策学会大会報告「地域材利用推進政策と木材の輸送過程のエネルギー」
- ・ウッドマイルズ CO<sub>2</sub> を組み込んだ京都府産木材認証制度スタート

(2005年度：平成17年度)

- ・「建築物ウッドマイルズ関連指標算出マニュアル Ver.2005」公開
- ・ウッドマイルズ入門セミナー(京都)、ウッドマイルズ地域材セミナー(京都)、開催
- ・建築材料世界会議(Conmat05バンクーバー)参加発表
- ・サステナブル建築世界会議(SB05TOKYO)参加発表

(2006年度：平成18年度)

- ・「ウッドマイルズ関連指標算出マニュアル Ver.2006」公開
- ・ウッドマイルズ入門セミナー(愛知)、ウッドマイルズ地域材セミナー(滋賀)、開催
- ・ウッドマイルズミニセミナー(シドニー)、ウッドマイルズミニセミナー(東京)、開催
- ・書籍「ウッドマイルズ 地元の木を使うこれだけの理由」発行
- ・伐採木材の利用に係る炭素収支モデルの開発(木材流通エネルギーの解析)協同研究

(2007年度：平成19年度)

- ・ウッドマイルズフォーラム(茨城)、ウッドマイルズセミナー(京都)、開催
- ・ウッドマイルズセミナー(熊本)、ウッドマイルズセミナー(札幌・下川)、開催
- ・ウッドマイルズレポート発行開始
- ・伐採木材の利用に係る炭素収支モデルの開発(木材流通エネルギーの解析)協同研究

(2008年度：平成20年度)

- ・WCTE(第10回木質構造国際会議：宮崎)参加発表
- ・ウッドマイルズフォーラム(東京)開催